

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 事務知識



令和7年度
健康福祉局高齢在宅支援課



研修内容

- 1 住所地特例制度
- 2 要支援認定者のサービス利用について
- 3 利用者への重要事項説明と契約書等の締結
- 4 ケアマネジメントの報酬
- 5 居宅介護支援事業所への委託
- 6 委託の届出
- 7 包括的な委託



1 住所地特例制度

○住所地特例とは

- ・施設所在市町村の財政上の不均衡を是正
- ・住所地特例対象施設に入居し、住民票を施設に異動した方が対象
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは施設所在地市町村の地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が実施



1 住所地特例制度

- 横浜市地域包括支援センターや
介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が担当

条件：次の①②両方に該当する方

- ①他都市の被保険者証を持っている方
 - ②市内担当エリア内の住所地特例対象施設に入居し、
かつ、保険証の住所が市内担当エリア内になっている方
- 横浜市介護保険証で、保険証記載の住所が市外の施設
→住所地の地域包括支援センター等が担当



2 要支援認定者のサービス利用について

○介護予防給付

介護予防給付のみ、介護予防給付(給付管理表あり)+総合事業

- ・地域包括支援センター
- ・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

○介護予防ケアマネジメント

総合事業のみ、介護予防給付(給付管理表なし)+総合事業

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所



3 利用者への重要事項説明と 契約書等の締結

利用者が包括支援センターや居宅介護支援事業所との信頼関係の中で、安心して介護予防に励むために重要事項を必ず説明します。

- 地域包括支援センターから委託する3者契約の際は…
 - ・ 事前に利用者へ、居宅介護支援事業所が
 - ・ 地域包括支援センターを代行して契約を取り交わす旨の連絡
 - ・ 委託先の居宅介護支援事業所への引継ぎ、情報共有
- ※委託の際の最終的な責任は地域包括支援センター
- 介護予防支援を指定を受けた居宅介護支援事業者が契約介護予防ケアマネジメントになった場合の3者契約を検討



4 ケアマネジメントの報酬

	単価	総額	支払先	
			委託先 居宅介護支援 事業所	委託元 地域包括支援 センター
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメントA(442単位)	442単位	4,915円	4,325円	590円
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメントA(442単位) + 初回加算又は委託連携加算(300単位)	442単位 + 300単位	8,251円	7,260円	991円
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメントA(442単位) + 委託連携加算 (300単位) + 委託連携加算(300単位)	442単位 + 300単位 + 300単位	11,587円	10,195円	1,392円
介護予防ケアマネジメントC・初回(442単位)	442単位	4,915円	委託不可	4,915円
高齢者虐待防止措置未実施減算（4単位減算） 業務継続計画未策定減算（4単位減算）	介護予防支援（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメントA又はCとの 合成単位数により算定			



5 居宅介護支援事業所への委託

○委託の範囲は、15項目の業務のうち以下の11項目です。

- ① 利用申込みの受付
- ② 地域包括支援センター設置者と利用者との契約締結
- ④ アセスメント
- ⑤ 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- ⑥ サービス担当者会議の開催
- ⑧ 介護予防サービス・支援計画書の交付
- ⑨ サービスの提供
- ⑩ モニタリング
- ⑪ 評価
- ⑬ 給付管理業務
- ⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務



5 居宅介護支援事業所への委託

○15項目の業務のうち以下の4項目は、地域包括支援センターが実施します。

*** 委託不可 ***

- ③ 契約書の確認（委託不可）
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画書案の決定（委託不可）
- ⑫ 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認（委託不可）
- ⑭ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の請求、
給付管理票の神奈川県国民健康保険団体連合会への送付（委託不可）



6 委託の届出

- 委託届出書等の書類提出が必要なとき
 - ① 新規で介護予防支援業務又は
介護予防ケアマネジメント業務を委託する場合
 - ② 既に契約している委託内容
(事業所名称、事業所番号、所在地等) を変更する場合



6 委託の届出

○提出書類

- ・書類送付票
- ・指定介護予防支援委託(変更)届出書
- ・指定介護予防支援委託事業所一覧
- ・代理受領委任状(県内事業所へ委託する場合のみ)

- ・電子申請届出システムによる提出も可
郵便代の節約にもなります。詳しくはホームページで。
代理受領委任状の原本はまとめて提出可

4月～9月分は10/10、10月～翌年3月分は4/10までに提出を！

届出書は
国の標準様式
に変更！

※太い枠線の中を記入してください。

指定介護予防支援委託事業所一覧

事業所番号	指定介護予防支援委託事業所名	住所	電話番号	代表者氏名	代表者職名	代表者印	提出日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

書類送付票

指定介護予防支援業務の委託について、次の書類を提出します。

件名	提出書類	提出枚数
新規委託	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
委託内容等の変更	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
委託内容	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
事業所の名称	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
事業所番号	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
事業所の所在地	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚
委託期間	指定介護予防支援委託(変更)届出書 ※枚数を記入 ※ファイル名を 変更してください。	○ 枚



6 委託の届出

	新規	委託内容の変更	
		事業所番号	委託内容・ 名称・所在地
書類送付票	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託（変更） 届出書	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託 事業所一覧	必要	必要	必要
代理受領委任状（※県内のみ）	必要	必要	不要



6 委託の届出

よくある誤り

- ◇記載内容の誤り 特に事業所番号の誤り
- ◇指定介護予防支援委託事業所一覧の添付漏れ
- ◇神奈川県外の居宅介護支援事業所の届出書類に
代理受領委任状が添付されている



7 包括的な委託

<対象となるケース>

指定居宅介護支援事業所が行っている予防給付
（直接契約による介護予防支援）が、
介護予防ケアマネジメントに変更になり、
居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから
委託を受ける場合



7 包括的な委託

<具体例>

5月…通所型サービス（総合事業） + 介護予防訪問看護

→介護予防支援＝直接契約

6月…通所型サービス（総合事業）のみ

→介護予防ケアマネジメント＝包括からの委託契約

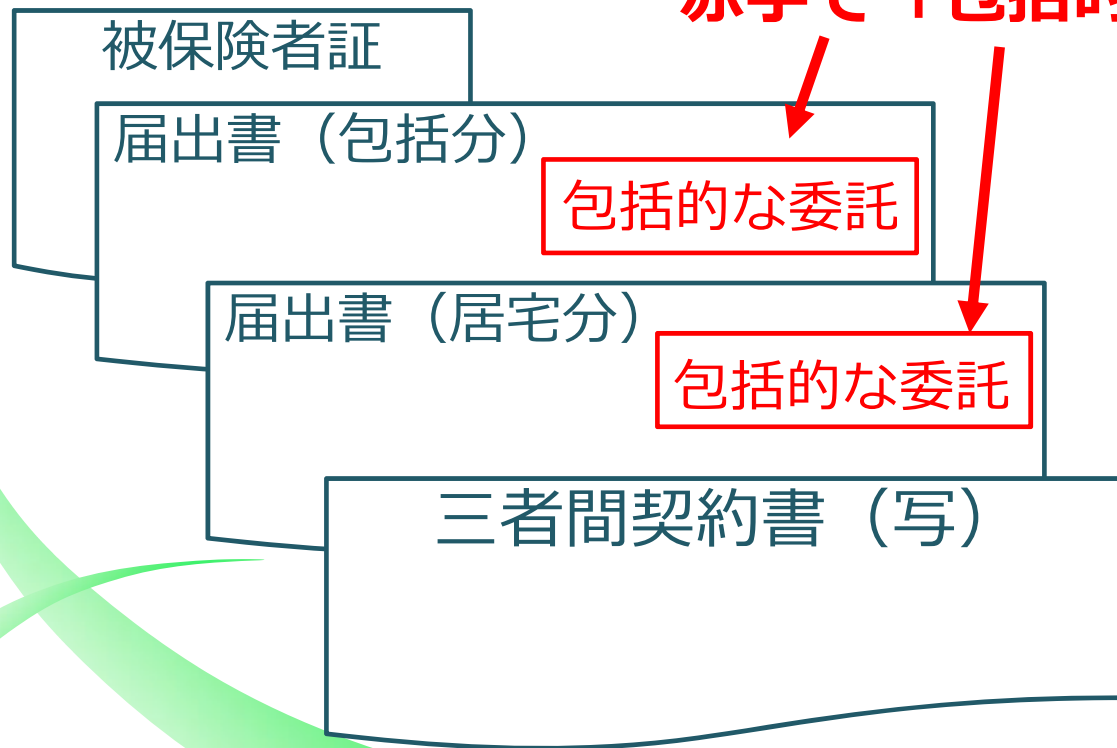
あらかじめ、利用者、指定居宅介護支援事業所、
地域包括支援センターの三者で契約することで、
変更のたびに行う契約を省略



7 包括的な委託

<事務の流れ（契約時）>

赤字で「包括的な委託」と記載する



区役所に提出

被保険者証の発行



7 包括的な委託

＜介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント変更時＞

居宅事業所

計画書種別の
変更を包括に報告
(電話等で共有、
記録の作成)



居宅事業所

報告書の作成

包括的な委託に伴う
計画種別変更報告書



居宅事業所

電子申請にて提出
※区役所窓口でも可



8 よくある質問

○初回加算、委託連携加算

Q 利用者が転居をして担当の地域包括支援センターが変更となったが、利用者の希望により、転居前と同じ居宅介護支援事業所に委託することとなった。
その場合、初回加算、委託連携加算の対象になるか。

A 2つの加算の対象になります。



8 よくある質問

○給付管理票の作成

**Q 給付管理票に記載しない、限度対象外のサービス
(訪問型短期予防サービス、補助事業、一般介護予防サービス)
のみの利用の場合、給付管理票は作成するのか**

A 作成しません。



8 よくある質問

- 居宅・介護予防サービス計画作成
介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について

Q 介護予防支援の方が、介護ケアマネジメントの利用になりました。届出書の再提出が必要ですか？

- A**
- 再提出が必要な場合…認定や事業所が替わる度に再提出
 - ・要支援認定者→事業対象者になるとき
 - ・介護予防支援：介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業→介護予防ケアマネジメント：地域包括支援センターになる
 - 提出が不要な場合…認定も事業所も替わらない
認定も変わらず、地域包括支援センターが担当または委託



9 参考

健康福祉局ウェブサイト

○計画様式、委託の届出、加算、業務委託の流れなどを掲載

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護

>事業者指定・委託等の手続き>地域密着型サービス関連>変更届・運営に関する情報等

>介護予防支援（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所）

URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html

横浜市は介護予防支援の指定を推進しています

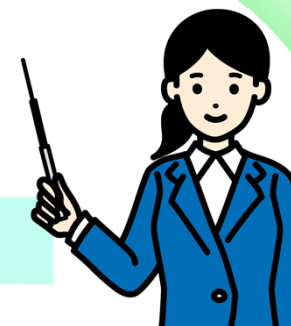
令和6年4月より、居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受けることができるようになりました。
横浜市では指定を受けた事業所を増やすことを目指しています。

介護予防支援 直接契約のメリット

-  **1 地域包括支援センターへの書類提出不要！事務負担が軽減！**
-  **2 受け取れる報酬が約900円アップ！**
※包括からの委託を受けていた場合との比較



介護予防支援 直接契約の**不安と疑問**にお答えします



Q 1 特定事業所加算は取れますか？

A 1 加算の算定は可能です。

Q 2 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行ったり来たりするたびに
契約手続きは必要ですか？

A 2 「包括的な手続き」を地域包括支援センターと居宅介護支援事業所とで
事前に行うことで、その都度の手続きは不要になります。

詳しくは横浜市ホームページ で検索

Q 3 担当エリアを限定してもよいですか？

A 3 限定することに問題はありません。

ぜひご検討ください！



ご清聴ありがとうございました。